型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習会

開催ご案内

労働安全衛生法第 14 条、労働安全衛生法施行令第 6 条第 14 号の規定により、型枠支保工(支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、桁等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう。)の組立て又は解体の作業については「型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習」を修了した者の中から型枠支保工の組立て等作業主任者を選任し、作業の指揮・監視等を行わせなければなりません。

(北労安教第2号 期限2024.3.30

北海道労働局長登録教習機関 建設業労働災害防止協会北海道支部

http://www.kensaibou-hokkaido.jp/

1. 受講資格

- ① 型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。
- ② 大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有する者。

【注】この資格で受講する方は、卒業証明書又は卒業証書(専攻した学科等が記載されたもの)の 写しを受講申込書に添付してください。

③ 職業能力開発促進法による所定の訓練等を修了した者で、その後2年以上型枠支保工の組立て 又は解体に関する作業に従事した経験を有する者。

【注】この資格で受講する方は、修了証等の写しを受講申込書に添付してください。

受講資格を有しない者はこの講習を受講することができません。受講資格を有しない者が過誤 又は虚偽の申立てにより受講し修了証の交付を受けた場合、その修了証は取消し無効となります ので、ご注意ください。

2. 開催日時・会場

開始10分前までに受付してください。

日時 令和5年4月3日(月)~4日(火) 9:00~17:25

会場 一般社団法人 函館建設業協会 (函館市大森町19番6号)

3. 講習科目・修了試験

① 作業の方法に関する知識(専門知識)7時間00分② 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識(関連知識)3時間00分③ 作業者に対する教育等に関する知識(教育知識)1時間30分④ 関係法令1時間30分⑤ 修了試験1時間00分⑥ 講習時間合計(修了試験を除く)13時間00分

4. 時間割

1	時間	8:55~9:00	9:00~12:10	12:10~13:00					
日	佰日	オリエンテーション	専門知識	日本仕前	専門知識				
目	月 月	X 7 x 2 / - 2 3 2	(休憩 10 分)	昼食休憩	(休憩 15 分)				
2	時間	8:55~9:00	9:00~12:10	12:10~13:00	13:00~14:35	14:40~16:15	16:20~17:25		
日	項目	オリエンテーション	関連知識	日本仕前	教育知識	教育知識 関係法令			
目	供日	7 7 T 7 7 T 9 5 5 7	(休憩 10 分)	昼食休憩	(休憩 5 分)	(休憩 5 分)	修了試験		

5. 講習科目の一部免除

受講資格を有する者で以下に該当する場合は、科目の一部免除を受けることができます。 (型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習規程第4条)

	区分	講習科目の一部免除を受けることができる者	免除される科目			
	А	職業能力開発促進法に基づく検定職種のうちブロック建 東盟知識 関語				
		築又はとびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者等	専門知識、関連知識			
Ī	В	職業能力開発促進法に定める建設科、建築科、ブロック建	専門知識、関連知識、教育知識			
		築科又はとび科の職業訓練指導員免許を受けた者等	导门和峨、舆座和峨、教育和峨			

【注】科目の一部免除を受ける方は、修了証・合格証等の写しを受講申込書に添付してください。

6. 修了試験。修了証

- ① 2日目の講習終了後、引続き修了試験を行います。
 - 所定の科目と時間のすべてを受講しなければ修了試験を受けることができません。
 - 修了試験は、「全科目合計の6割以上の得点」及び「科目ごとに4割以上の得点」の両方を満たした場合に合格となります。これに満たない場合は不合格となります。
- ② 修了試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル (HB・B)」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。
- ③ 修了試験合格者には、「型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習修了証」を交付します。 不合格者には不合格通知書が交付されます。
- ④ 建災防北海道支部で他の技能講習を修了されている方には、それらをまとめた「統合修了証」を 交付します。統合修了証の発行にあたっては、旧修了証を返却していただくこととなります。

7. 受講料

- ① 全科目受講者 受講料(教材費込み)16,290円(消費税込み)
- ② 科目免除者 受講料(教材費込み) 9,690円(消費税込み)

8. 受講申込みに必要なもの

① 「受講申込書」

「経験証明欄」に受講資格の経験年数を証明する「事業主証明」が必要です。

個人事業主が自ら受講する場合、「事業主証明」は第三者の証明が必要となります。

② 「本人を確認するための書類」(いずれかの写し)

自動車運転免許証(住所変更した場合は表裏両面)、マイナンバーカード(表面のみ) パスポート、住民票(個人番号が記載されていないもの)、健康保険証等 外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等

- ③ 「受講資格を証明する書類」(写しを添付)(対象者のみ)
 - 「1. 受講資格」の②③の資格で受講される方は、卒業証明書、卒業証書(専攻した学科等が記載されたもの)、修了証等を受講申込書に添付してください。
- ④ 「証明写真2枚(カラー)」(縦3.0cm×横2.5cm) 上半身無帽で最近6ヶ月以内に撮影したもの。 写真の裏面に氏名を記入してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。 (色付きサングラス、スナップ写真、写りの不鮮明なもの等は不可。)
- ⑤ 「受講料」
- ⑥ 「科目免除を証明する書類」(写しを添付)(対象者のみ)

科目の一部免除を希望される方は、免除資格を証明する修了証、合格証等を添付してください。

9. 申込み方法

予約は行っていません。**窓口のみの先着順の受付けとなります。**(電話、ファックス、メール等での受付は行っていません。)定員に達し次第受講受付を締め切りますのでご了承ください。

10. 申込先

建設業労働災害防止協会 北海道支部 函館分会(略称:建災防北海道支部 函館分会)

11. 申込み時の注意事項

- ① **原則として受付け後の受講料の払戻しはしません。**悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない 理由によって受講できない場合で講習開始前にご連絡をいただいた場合は、後日受講料を払戻ししま す。(他の開催日に振替えることが可能な場合は、希望により振替えます。)
- ② 証明写真(カラー、縦3.0cm×横2.5cm、裏面に氏名記入)2枚を添付してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。

12. 受講時の注意事項

- ① 会場では係員の指示に従ってください。従わない場合は退席していただくことがあります。
- ② 会場内の秩序を乱す行為や講習の妨げとなる行為はしないでください。また写真撮影、録音、録画 等はできません。
- ③ 原則として遅刻は認められません。悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由による場合は、講習開始15分以内までの遅刻を認めます。この場合、遅刻分の補講を受けていただきます。補講を受けないと修了試験を受けることができません。(いかなる場合でも講習開始15分を超える遅刻は認められません。)
- ④ 受講科目一部免除者は、1階窓口で受付をしてください。
- ⑤ 学科修了試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル (HB・B)」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。
- ⑥ 昼食は各自で用意してください。弁当持参の方は講習会場を昼食場所としてご利用できます。昼食 休憩時間は50分間ですので、外出される方は午後の講義に遅れないよう注意してください。 また、座席を離れる時、貴重品はお持ちください。
- ⑦ 講義中は帽子を被らないでください。また携帯電話・スマートフォン等は使用できませんので、電源を切るかマナーモードにして、音が出ないようにしてください。
- ⑧ 講義中は講義に使用するもの(テキスト、ノート、筆記具等)以外は机の上に置かないようにしてください。講義中の飲食は禁止ですが、水分補給のためのペットボトル、缶飲料、水筒等は机の上に置いて水分補給を行って構いません。
- ⑨ 会場は禁煙です。

13. 旧姓又は通称の併記

- ① 修了証の氏名の欄に「旧姓を使用した氏名又は通称の併記」を希望される方は、受講申込書の「旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無」欄の有を○印で囲み、「併記を希望する氏名又は通称 欄に旧姓を使用した氏名又は通称を記入してください。
- ② 旧姓は、住民基本台帳法施行令第30条の13(氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の特例) に規定する旧姓となりますので、現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票を受講申込書に添付してください。
- ③ 通称は、住民基本台帳法施行令第30条の16第1項(外国人住民の通称の住民票への記載等)に規定する通称となりますので、通称が記載された住民票を受講申込書に添付してください。
- ④ 「旧姓を使用した氏名又は通称」は現在の氏名との併記となりますので、「旧姓を使用した氏名又は 通称」のみを記載することはできません。現在の氏名の後に括弧書きで記載されます。

※受付確認 ※資格確認 ※受講確認

※は記入しないで下さい

(北労安教第2号) ※受付 第

カラー写真2枚 縦3.0cm×横2.5cm

写真はの欄で納付けしないで、写真の裏面ご氏名を記入して提出してください

묶

型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 受講申込書

ふりがな						쎎		生	年	月日	
氏 名						男女	昭和 平成		年	月 (満	日 歳)
		旧姓を使用した氏名又は 通称の併記の有無(○印)		<i>1</i> □ • 1 •		を希望する 又は通称					
現住所		₸				電話	. ()		_	
経	経験年数	年	か月	※経験年数を訂正する場合、修正液や受講者の訂正印は認められません。 必ず事業主の訂正印(事業主証明員と同じ印)で訂正してください。							
経験証明欄	事業主証明	上記の経験年数に 事業場名 代表者職氏名	相違ない	ことを証明します							
所	住 所	Ŧ				電話	. ()		_	
属	事業場名										
科目免除希望 (○印を記入)		有·無		科目の一部免除を修了証の写し)を				受講資格	を有す	ることを証明	月する書

建設業労働災害防止協会北海道支部長 殿

令和 年 月 日

申 込 者(受講者氏名)

- (注) 1. この申込書に記入する氏名、生年月日等の各項目は、誤りのないよう正確に記入してください。
 - 2. 個人事業主が自ら受講する場合、経験年数は第三者の証明が必要となります。
 - 3. 受講申込書に記載された事項は、修了証の発行以外の事業において使用することはありません。

【※事務局記入欄】

専門	関連	教育	法令	計	判定	修了証番号				号
					合・否	修 了 証 交付年月日	令和	年	月	日

(16/40) (12/30) (6/15) (6/15) (60/100)

建設事業主等に対する助成金

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)のご案内

建設業労働災害防止協会北海道支部

今回実施する型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習は、

厚生労働省の人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の支給対象となっています。 助成金の概要は下記に示す内容となっていますので、支給要件を満たし希望される場合は、申請 手続きを取られますようご案内いたします。

《主な支給要件》

- 1. 資本金が3億円以下、又は従業員が300人以下であること
- 2. 雇用保険料率が 16.5/1.000 の適用を受ける建設事業主
- 3. 助成金の不正及び労働関係法令違反、労働保険料の滞納をしていないこと
- 4. 受講者が雇用保険被保険者であり、受講期間に対しても賃金が支払われていること
- 5. 受講者から講習費用を徴収していないこと

《助 成 額》

1. 経費助成

- ①雇用保険被保険者数が20人以下の場合 支給対象費用の3/4
- ②雇用保険被保険者数が 21 人以上の場合 35 歳未満 支給対象費用の 7 / 10 35 歳以上 支給対象費用の 9 / 20

2. 賃金助成

- ①雇用保険被保険者数が20人以下の場合 一人当たり日額 8,550円〔9,405円〕
- ②雇用保険被保険者数が21人以上の場合 一人当たり日額 7,600円〔8,360円〕
- ※〔〕内は受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の単価

3. 生産性向上助成

生産性要件を満たした場合は、上記の支給決定後、助成額が増額される場合がありますので、詳細は労働局にお聞きいただくか厚生労働省又は労働局のホームページをご覧ください。

《その他留意点》

1. 支給申請書の提出

<u>講習終了の翌日から起算して2ヵ月以内</u>に、必要書類一式を北海道労働局(又は管轄都道府 県労働局)に提出してください。郵送の場合は提出期間内必着です。

※ 助成金の提出及び手続等に関するお問い合わせ先

北海道労働局職業安定部 職業対策課雇用対策係

札幌市北区北8条西2丁目1-1 第1合同庁舎3F 電話011-738-1043

※ この助成金を利用する場合に必要な支給申請書等の書類は、北海道労働局(又は厚生労働省)のホームページからダウンロードできます。

当支部の各分会にも備え付けてありますので分会事務局にお尋ねください。

2. 支給申請時に必要な<u>「助成金支給申請内訳書(建技様式第3号別紙1)」の**受講証明**</u>は 建災防北海道支部で行っています。

建設業労働災害防止協会 北海道支部

札幌市中央区北4条西3丁目1 北海道建設会館7階 電話011-261-6187

※ 講習会の受講申し込みや講習会に関するお問い合わせについては、建設業労働災害防止協会北海道支部 になりますので、お間違えのないようにお願いいたします。